

第四十九号

徳島県建築審査会条例の一部改正について

徳島県建築審査会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県建築審査会条例の一部を改正する条例

徳島県建築審査会条例（昭和三十四年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「基き」を「基つき」に、「組織」を「組織、委員の任期」に改める。

第六条を第七条とし、第三条から第五条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

（委員の任期）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により建築基準法の一部が改正されたことに伴い、徳島県建築審査会の委員の任期を条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。